

# 介護保険

## 1 介護保険の制度としくみ

介護保険は、長寿社会のなかで皆さんがいつまでも安心していきいきと暮らせるように自立した暮らしを支援し、いざ介護が必要になったときには、介護の不安や経済的な負担を、社会全体で連帯して支え合うためにつくられた相互扶助の制度です。

介護保険は、市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護予防のための支援が必要、又は介護が必要と認定されたときには、費用の一部（原則として1割）を支払って介護予防サービスや介護サービスを利用する仕組みとなっています。

身近に介護や自立支援の相談が受けられるよう、平成18年度から地域包括支援センターを設立しました。市区町村が運営し、介護保険サービスを含む、地域の高齢者の総合的な相談の拠点となります。

また介護予防や介護が必要でない（自立）と判定された場合でも、地域包括支援センターにおいて介護予防が必要と認められれば地域支援事業を受けることができます。

### 【介護保険に加入する人】

40歳以上の人介護保険に加入することになります。65歳以上の人と40歳から64歳の人とは、保険料や要介護・要支援認定申請のための条件が異なります。

第1号被保険者…65歳以上の人

第2号被保険者…40歳から64歳の人

### 【介護が必要と感じたら】

65歳以上の人で介護予防や介護が必要になったときは、介護保険の申請をし、認定を受けることが必要です。

また、40歳から64歳までの人で、老化が原因とされる病気（特定疾病・次項の表を参照ください）により介護予防や介護が必要となった場合も申請することができます。

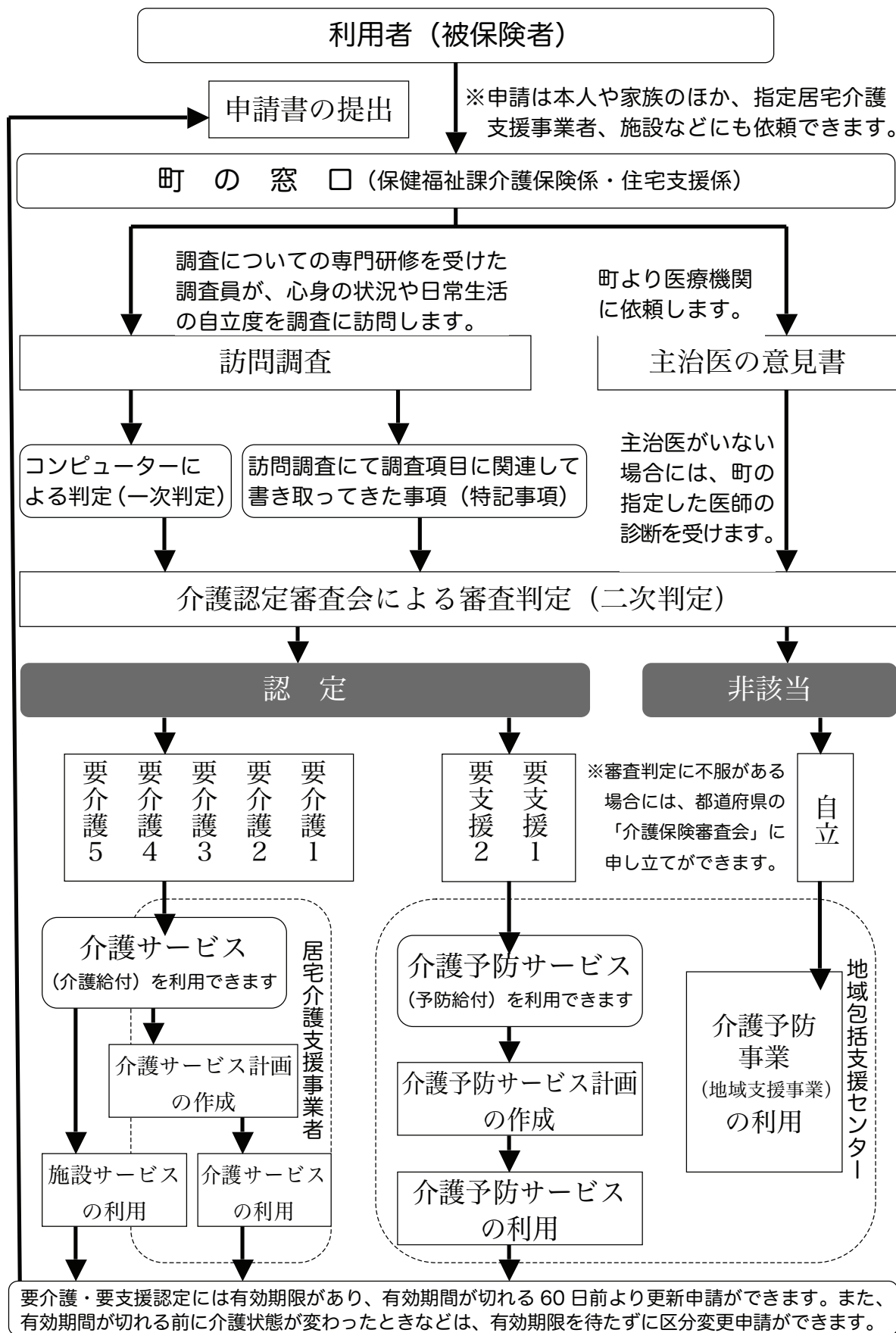
申請は、本人がお住まいの市区町村の窓口で行います。本人が不都合な場合には、家族や成年後見人、省令で定められた指定居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）、介護保険施設などに申請を代行（無料）してもらうこともできます。

【窓口】 保健福祉課介護保険係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線224）

※特定疾病とは以下の16種の疾病が定められています

- 1 末期がん
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縦靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6 初老期における認知症
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

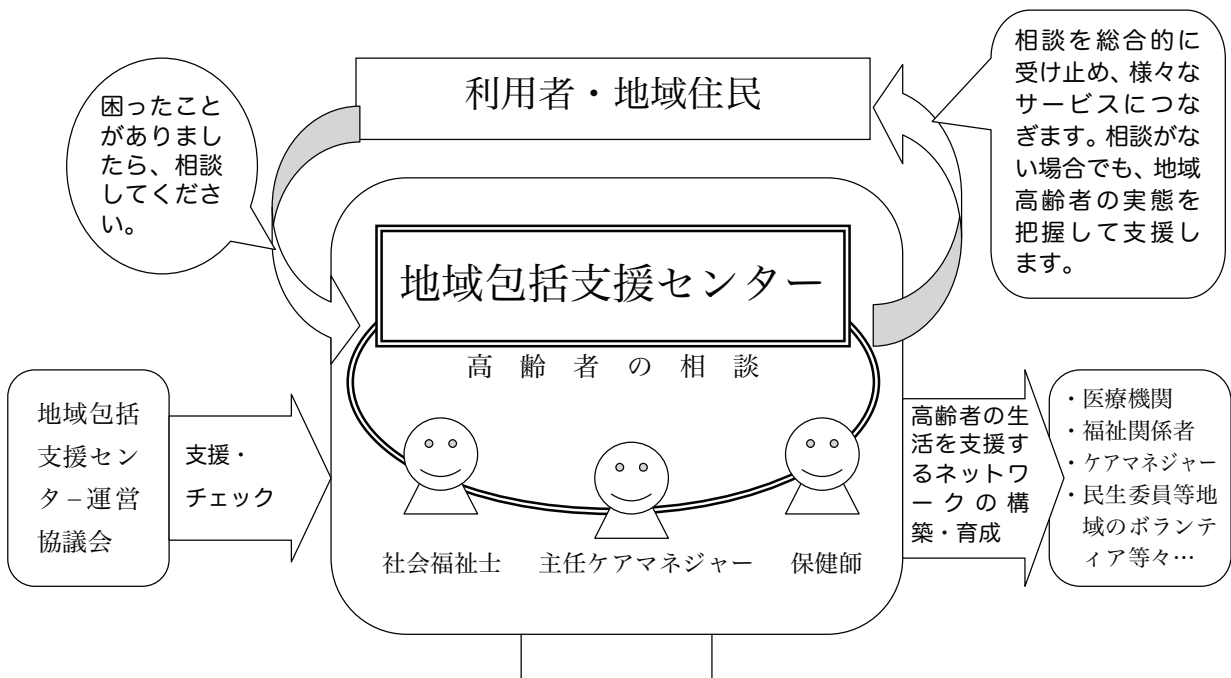
## 【介護保険のサービスを受けるまでの流れ】



## ■地域包括支援センター

高齢者に対する保健医療サービスの向上や福祉の増進を図るため、介護予防マネジメントをはじめとするさまざまな事業を町内において一体的に実施する中核地点として、「地域包括支援センター」があります。

地域包括支援センターには、「主任ケアマネジャー」「保健師」「社会福祉士」を配置し、協力し合って、地域住民、関係機関と連携して、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと生活できるよう支援します。



権 利 擁 護	包括的・継続的 ケアマネジメント	介護予防 ケアマネジメント
<p>・高齢者虐待 ・リフォーム詐欺 などの権利侵害や、高齢者が生活上困っていることについて相談にのります。地域のネットワークや色々な資源を活用しながら、幅広い観点で支援にあたります。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護・医療・福祉・保健のサービス、地域の様々な関係機関と連携しながら高齢者を支援します。 また、個々の高齢者の心身の状況や生活環境の変化に応じた、継続的な支援をします。</p>	<p>高齢者の心身の課題を見極め、主体的な活動と参加意欲を高めることを目指した具体的な目標を定め、個々に応じた支援計画を作成し、提供します。一定期間ごとに達成状況の評価をし、計画の見直しを行います。</p>

**【介護サービス計画（ケアプラン）作成事業者】**

要介護認定を受けた人で、在宅のサービスを利用する場合は居宅介護支援事業者に介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼できますので、事業者を紹介します。

要支援１・２の認定を受けた人は、新得町地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成します。

事業者名	電話番号	所在地
新得町地域包括支援センター (要支援１・２の認定を受けた人のみ)	64-0533	新得町3条南3丁目5番地 (保健福祉センターなごみ内)
新得町介護サービスセンター	64-0533	同 上
ケアプランセンターしんとく社協	64-0533	同 上
NPO法人「ちいさな手」	69-5560	新得町字新得西3線50番地15
新得やすらぎ荘	69-5110	新得町西3条北1丁目3番地

上記以外でも道の指定を受けた居宅介護支援事業者であれば、依頼をすることができます。

## 2 介護保険のサービス

---

介護保険では、「要支援・要介護認定」の結果によって利用できるサービスが異なります。

「要支援1」又は「要支援2」の認定を受けた人は介護予防サービスを、「要介護1」～「要介護5」の認定を受けた人は介護サービスを利用することができます。

「自立」の判定を受けた人で、地域包括支援センターで介護予防が必要であると認められれば、町で行う介護予防事業（地域支援事業）を利用することができます。

### ■在宅のサービス

#### ①（介護予防）訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパーなど）が家庭を訪問して食事、排泄、入浴などの介護、その他日常生活上の世話をを行うサービスです。

#### ②（介護予防）訪問入浴介護（巡回入浴サービス）

家庭を訪問して、浴槽を提供して行われる入浴介護のサービスです。

#### ③（介護予防）訪問看護

医学的な管理が必要な在宅の要支援・要介護者が安定した療養生活が送れるように、医師の指示に基づき、医療機関および訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や診察の援助を行うサービスです。

#### ④（介護予防）訪問リハビリテーション

医師が、リハビリが必要と認めた居宅の要支援・要介護者を、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）が訪問してリハビリを行うサービスです。

#### ⑤（介護予防）居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養に関するアドバイスを行うサービスです。

#### ⑥（介護予防）通所介護（デイサービス）

在宅の要支援・要介護者が老人デイサービスセンター等に通って、食事の提供やその他日常生活の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

#### ⑦（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）

要支援・要介護者が老人保健施設、病院、診療所に通って、心身機能の維持、回復や日常生活の自立を助けるために理学療法や作業療法などのリハビリを受けるサービスです。

#### ⑧（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅の要支援・要介護者が特別擁護老人ホームに短期入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

#### ⑨（介護予防）短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

療養が必要な在宅の要支援・要介護者が介護老人保健施設等に短期入所して、看護や医学的な管理の下での介護などを受けるサービスです。

#### ⑩特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）

有料老人ホームやケアハウス等に入所している要支援・要介護者が、その施設の作成する介護サービス計画（ケアプラン）に基づいて、その施設から介護、機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

## ■施設のサービス

### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者に対し、入浴、排泄、食事などの介護やその他日常生活の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を目的とする施設です。

### ②介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、入院治療の必要のない要介護者に対し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療、および日常生活上の世話をを行う施設です。

### ③介護療養型医療施設（療養病床など）

比較的長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他日常生活場の世話、必要な医療を提供する病院で、介護保険法の指定を受けた施設です。※平成24年3月までに廃止されることが決まっています。

※施設サービスは、要支援1・2の人は利用できません。

## ■その他のサービス

### ①福祉用具貸与（一部介護予防でも可）

特殊ベッド、車椅子、リフト、歩行支援具など、自立を支援するための用具がレンタルできます。

※介護度等により貸与の対象とならない品目がありますので、福祉用具専門相談員又はケアマネジャーに相談してください。

### ②（介護予防）福祉用具の購入

レンタルになじまない、ポータブルトイレ、特殊尿器、シャワーチェアなど、入浴や排泄に使用する用具の購入費が支給されます。限度枠の範囲内で自己負担分を除いた実費が支給されます。

※介護保険給付費の支給（償還払い）を受けるためには、北海道の指定を受けた事業者から購入する必要がありますので、事前に指定の有無を確認してください。

※購入に際しては、事前に福祉用具専門相談員又はケアマネジャーに相談してください。

### ③（介護予防）在宅改修

手すりの取り付けや段差解消など、小規模な在宅改修に対して、限度枠の範囲内で自己負担分を除いた実費が支給（償還払い）されます。

※在宅改修に際しては、事前にケアマネジャー又は介護保険係に相談してください。

相談を受けてケアマネジャー等の有資格者が「在宅改修が必要な理由書」並びに必要な書類を添えて介護保険係に事前申請を行い、当該申請に基づき介護保険係により着工の可否を審査します。審査以前に着工された場合、事業対象となりませんので注意してください。

※②③は、受領委任払いを利用できますので、詳しくは保健福祉課介護保険係までお問い合わせください。

これらの各種サービスは、利用者や家族の希望を尊重して、利用者が快適に毎日の生活ができるようケアプランが作成されます。

## ■地域密着型サービス

### ①（介護予防）小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせる、多機能な介護（予防）サービスです。

### ②（介護予防）認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、食事や入浴などのサービスを日帰りで受けられます。

### ③（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、共同生活する住居での介護（予防）サービスです。

### ④夜間対応型訪問介護

24時間安心して暮らせるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。

### ⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入居している人のための介護サービスです。

### ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員30人未満の小規模な有料老人ホーム等に入居している人のための介護サービスです。

※原則として他市区町村のサービスは受けられません。

※③は要支援1の人は利用できません。

※⑤⑥は要支援1・2の人は利用できません。

## ■介護予防事業（地域支援事業）

### ①運動器の機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

### ②栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や食事作り、食材購入法の指導、情報提供などを行います。

### ③口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯磨きや義歯の手入れ方法の指導、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

### ④閉じこもり支援・予防

### ⑤うつ支援・予防

### ⑥認知症支援・予防



### 3 低所得者対策について

#### ■高額介護サービス費

1か月の利用者負担額が上限額を超えた場合、上限額を超えた分につき補助される制度です。同一世帯に複数の要介護者がいる場合も上限額は同じです。

#### 【高額介護サービス費の上限額】

下記以外の世帯	世帯37,200円
世帯全員が住民税非課税	世帯24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者	個人15,000円
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない人	個人15,000円 世帯15,000円

【窓口】 保健福祉課介護保険係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線224）

#### ■特定入所者介護（支援）サービス費

施設入所者（利用者）で、利用者負担段階が第1段階から第3段階の人は、申請により利用者負担が軽減されます。

利用者負担段階	対象となる人
第1段階	・住民税世帯非課税で高齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受給している人
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第3段階	・住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人
第4段階	・同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人 ・住民税を課税されている人

利用者負担段階	1日あたりの居住費（限度額）				1日あたりの食費（限度額）
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	820円	490円	490円 (介護老人福祉施設と短期入所生活介護320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (介護老人福祉施設と短期入所生活介護420円)	320円	390円
第3段階	1,640円	1,310円	1,310円 (介護老人福祉施設と短期入所生活介護820円)	320円	650円
基準費用額	1,970円	1,640円	1,640円 (介護老人福祉施設と短期入所生活介護1,150)	320円	1,380円

前項の利用者負担段階のうち、第1段階から第3段階の人については負担が軽減されるため、負担限度額までの負担で済みます。基準費用額（全額自己負担した場合の平均的な費用の額）から負担限度額を差し引いた分は、「特定入所者（支援）サービス費」として介護保険が負担します。

【窓口】保健福祉課介護保険係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線224）

### ■障がい者控除対象者認定書交付

障がい者手帳の交付を受けていない65歳以上の寝たきり等高齢者で、医師の診断書や介護認定等で障がい者に準じると判断された場合に、障がい者控除対象者認定書を交付しています。

#### 【内容】

要介護（要支援）認定者等が、障がい者等に準じると認められるか否かについては、審査判定を行った後、町より認定書が交付されます。認定書を税務署等に申告することにより所得税法（地方税法）上の障がい者控除に該当する場合があります。

【窓口】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線223）

# 高齢者のために

## 1 生活の支援

---

### ■地域包括支援センター

生活に関する悩みや心配ごと、また介護保険の相談などに対応する機関です。介護保険に関する相談、介護保険以外の保健福祉サービス利用のお手伝い、高齢者の権利擁護、介護用品の展示や紹介・アドバイス、介護を予防するための事業などを行なっています。

保健福祉センターなごみには、介護機器が展示されていますので、実際に手に触れて使用方法などを知ることができます。

【窓口】保健福祉課在宅支援係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線227）

## 2 安否等の確認

---

### ■独居老人訪問安否等確認事業

居宅を定期的に訪問し安否を確認します。（週3回実施、ただし農村部は週1回）

#### 【対象者】

町内に安否を確認する子がない65歳以上のひとり暮らし世帯

※市街地に居住する緊急通報システム設置者は、対象外となります。

【費用】 無料

【窓口】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

### ■緊急通報システム設置事業

端末機を貸与し、急病、災害時の救援体制整備および月1回安否の確認をします。

#### 【対象者】

おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯であって機器を必要とする世帯および重度身体障がい者

【費用】 端末機設置時 5,000円

※電話回線料利用料等は本人負担となります。

【窓口】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

### 3 在宅生活の支援

---

#### ■配食サービス事業

居宅に定期的にお弁当を配達します。(週2回 月曜・木曜日)

※減塩、きざみ食等個別に調理内容を変更できます。

##### 【対象者】

老衰、傷病等により調理が困難なおおむね65歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者のみの世帯、重度身体障がい者

【費用】 1回 400円

【窓口】 保健福祉課福祉係 (保健福祉センターなごみ) 電話64-0533 (内線222)

#### ■布団乾燥サービス事業

布団乾燥車で月1回居宅を訪問し布団を乾燥します。

※羽毛布団の乾燥はできません。

##### 【対象者】

おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯および高齢者のみの世帯、重度身体障がい者

【費用】 1回 200円

【窓口】 保健福祉課福祉係 (保健福祉センターなごみ) 電話64-0533 (内線222)

#### ■除雪サービス事業

降雪20cm程度のとき、玄関先から道路まで、必要最低限の範囲を除雪します。

##### 【対象者】

町内に除雪可能な子が居住していないおおむね70歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者のみの町民税非課税世帯、重度身体障がい者世帯

【費用】 無料

【窓口】 保健福祉課福祉係 (保健福祉センターなごみ) 電話64-0533 (内線222)

#### ■自助具給付事業

在宅の寝たきりの高齢者および重度身体障がい者(児)に、日常生活動作を補う自助具を給付します。

詳細は41ページ「自助具給付事業」を参照ください。

#### ■紙おむつ用ゴミ袋無償配布事業

20Lゴミ袋を月10枚分交付します。

※継続の場合は、4月および10月に半年分を交付します。

##### 【対象者】

64歳以上の紙おむつを使用している在宅の高齢者

【費用】 無料

【窓口】 役場町民課生活環境係 電話64-0528 (内線164)

<介護保険認定者事業>

■入浴サービス事業

機械浴室で入浴サービス（洗身・洗髪・洗顔）を実施します。

【対象者】

「要支援1」以上に判定された方で通所介護サービスの利用が困難な方、障がい程度区分1以上に判定された方で身体上又は精神上的の理由により通所介護サービスの利用が困難な方

【費用】1回 594円～1,053円

【実施場所】保健福祉センターなごみ

【窓口】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

■介護用品費助成事業

介護用品費助成券を交付します。（月額5,000円以内）

※町内の指定店で使用可

【対象者】

「要介護3」以上で紙おむつ等を使用している在宅の方および「認知症ランクⅢ」以上、障がい程度区分5以上の方で、町民税所得割非課税世帯の方。

【対象品目】紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド

【窓口】保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

■水道料金等の減免

【対象者】前年収入が100万円未満で以下の方

- ①65歳以上のひとり暮らしの方
- ②児童扶養手当を受けている世帯
- ③特別児童扶養手当を受けている世帯
- ④身体障がい者手帳2級以上の交付を受けている方がいる世帯
- ⑤精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
- ⑥療育手帳A判定の交付を受けている方がいる世帯

【減免額】

	水道				下水道
	口径（ミリメートル）				
	13	20	25	40	
減免額 （1カ月につき）	280円	375円	437円	628円	250円
減免期間	6月から翌年5月までで、申請された日以降の検針分から （毎年申請が必要です）				

【窓口】役場施設課業務係 電話64-0529（内線174）

## 4 介護者および移動の支援

---

### ■高齢者短期入所事業

一時的に町内の福祉施設に入所して日常生活上の支援をします。(1回7日間まで)

#### 【対象者】

介護保険を利用していないおおむね65歳以上の高齢者で、介護を行う者が疾病・冠婚葬祭等の理由により介護を行えない世帯

【費用】 1日 1,028円(食費、居住費等は実費負担となります)

【窓口】 保健福祉課福祉係(保健福祉センターなごみ) 電話64-0533(内線222)

### ■外出支援サービス事業

医療機関への入退院、福祉施設への入退所時の送迎をします。

※送迎は、町内のみの利用となります。

#### 【対象者】

在宅の寝たきりおよび車イスを利用している高齢者・重度身体障がい者であって一般の交通機関を利用することが困難な者

【費用】 無料

【窓口】 保健福祉課福祉係(保健福祉センターなごみ) 電話64-0533(内線222)

### <介護保険認定者事業>

### ■家族介護手当支給事業

在宅の要介護者を介護する方に、慰労のため月額1万円を支給します。

#### 【対象者】

在宅で「要介護3」「障がい程度区分4」以上の方を介護している家族。ただし、町民税所得割非課税の方を介護している方

※要介護者等が、月の過半の期間入院等した場合は、支給対象外となります。

【窓口】 保健福祉課福祉係(保健福祉センターなごみ) 電話64-0533(内線222)

## 5 認知症の方のために

### ■はいかい高齢者等SOSネットワークシステム

高齢者の写真等の情報を事前に登録し、緊急時の検索を円滑に行います。

希望があれば、情報の事前提供を行い、協力機関による地域見守りも併せて実施します。

#### 【対象者】

認知症や障がい、病気等で、はいかいするおそれのある方

#### 【費用】 無料

【窓口】 保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

### ■成年後見人制度

成年後見人制度は、20歳以上で障がいや加齢などの理由により、自分の財産の管理や病院、福祉施設等への入退所についての契約を行うことが困難であるなど判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度です。

内 容	財産管理や福祉サービスの契約などを親族に代って支援する制度です。 例・使うはずもない高額な健康器具などを頼まれるとつい買ってしまう。 ・両親が死亡した後、知的障がいを持つ子どもの将来が心配。 ・寝たきりの父の面倒をみて財産管理をしてきたが、他の兄弟から疑われる。		
	～判断能力に応じて区分されます～		
	区 分	本人の判断能力	援助者
	後 見	全くない	成年後見人
	保 佐	特に不十分	保 佐 人
補 助	不十分	補 助 人	
任意後見	本人が、認知症の症状の発症や進行に備えて、あらかじめ財産管理等の事務を選任する場合		監督人を選任することがあります。
申立先	釧路家庭裁判所帯広支部 帯広市東8条南9丁目1番地 電話0155-23-5141		

【窓口】 保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

### ■成年後見制度利用促進事業

成年後見の申し立てをする人がいない場合に、町が申し立てを行います。

#### 【対象者】

認知症や障がい、病気等で判断能力の不十分な方で、身寄りがいないなどの理由で成年後見の申し立てをする人（配偶者、2親等以内の親族など）がいない方。

#### 【費用】 申し立て費用は町が負担（例外規定あり。）

一定条件の場合には、後見人報酬等の助成制度があります。

【窓口】 保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

## ■日常生活自立支援事業

在宅で生活している高齢の方や障がいのある方の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、暮らし、福祉などに関する相談に対応し、支援を行っています。

内 容	1 福祉サービスについての情報提供、助言。 2 福祉サービスを利用したいときの利用手続きのお手伝い。 (申込みの手続きへの同伴、代行、契約締結など) 3 公共料金の支払いや年金の受け取りの確認など、日常的な金銭管理のお手伝い。 4 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い。 5 通帳、権利証、印鑑などの保管のお手伝い。
利用料	1回（1時間程度）の利用で、1, 200円と生活支援員の交通費 (生活保護受給者は無料)
窓 口	新得町社会福祉協議会（保健福祉センターなごみ内）電話64-0533（内線229） 北海道地域福祉生活支援センター十勝地区センター 帯広市東3条南3丁目 十勝総合振興局内 電話0155-20-2941

## 6 生きがいのある生活

### ■いきいきサロン

家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消および自立生活の助長を図ることを目的としています。

【対象者】 おおむね60歳以上の方

【利用料】 1回100円

【実施団体】

団体名	開催場所	開催曜日・時間
きらくなきずなの家	保健福祉センターなごみ	毎週火・土曜日 13:00~16:30
ほほえみ倶楽部	保健福祉センターなごみ	毎週火曜日 9:00~12:00
にこにこクラブ	保健福祉センターなごみ	第1・3木曜日 9:00~12:00
あいの郷ふれあい	生きがい通所サービスふれあい	月~金曜日 8:30~17:30
なかよしアハハの会	なかよし会館	毎週火曜日 9:00~12:00
ほっとクラブ	勤労者会館	毎週月曜日 13:30~15:00
さわやかサロン	さわやか町内会（靄山宅）	毎週金曜日 9:30~11:30
ヘルシークラブ	元町寿会館	毎週金曜日 9:00~12:00

【窓口】 新得町社会福祉協議会（保健福祉センターなごみ内） 電話64-0533（内線229）



## ■老人クラブの活動

生きがいと健康づくりのため、地域の高齢者が集い、様々な活動を行っています。  
各クラブが集まり老人クラブ連合会を組織しています。

### 【単位老人クラブ】

新得すこやかクラブ、報徳クラブ、千代の会、佐幌長生クラブ、上佐幌茶友会、長寿会、  
北新得福寿会

※休止中のクラブ

屈足年輪会、岩松新生会、トムラウシ老友会

### 【主な活動】

それぞれのクラブで研修会、芸能発表会、親睦会などの生涯学習活動やボランティア活動、  
ゲートボールやパークゴルフなどのスポーツ活動、老人ホームや保育所への訪問交流を行っ  
ています。

【窓口】 新得町社会福祉協議会（保健福祉センターなごみ内） 電話64-0533（内線229）

## ■敬老会の開催と敬老祝金の支給

社会に貢献した高齢者の方に対して、長寿を祝福し多年の労をねぎらうため、式典を開催  
し祝金を支給します。

### 【対象者】

毎年9月1日現在で80歳、88歳、100歳になられた方で町内に居住している方。

### 【敬老祝金の支給】

80歳：10,000円 88歳：20,000円 100歳：50,000円

【窓口】 保健福祉課福祉係（保健福祉センターなごみ） 電話64-0533（内線222）

## 7 病気にかかったときの医療費の支援

---

### ■後期高齢者医療制度

75歳以上の公的医療保険（健康保険）です。（一定の障がいがある場合は65歳以上の人が申請により加入できます）

運営は、北海道後期高齢者医療広域連合が行い、町では保険料の徴収および窓口での各種申請・届出などの受付を行います。

#### 【対象者】

- ・ 75歳以上の人
  - ・ 65歳以上75歳未満の人で次に掲げる障がいのある人（加入には申請が必要です）
- ①身体障がい者手帳1～4級に該当する人（4級については、政令で定めるものに該当する場合に限ります）
  - ②精神保健福祉手帳1・2級に該当する人
  - ③療育手帳、Aに該当する人

#### 【給付内容】

##### ①医療の給付

医療機関（病院・薬局など）で、被保険者証を提示して医療（診療・投薬など）を受けた場合、医療機関の窓口での本人負担が、かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割の額となり、残りの部分は広域連合が負担（給付）します。

また、入院時の食事代や療養病床入院時の食事・居住費についても、定められた費用の負担以外は、広域連合が負担（給付）します。

##### ②医療費の給付

###### ●高額療養費

ひと月の医療費の本人負担額の合計が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた部分の額を高額療養費として支給します。（対象となるのは、保険診療の医療費に限ります）

介護保険の高額療養費がある場合、申請により後期高齢者医療制度の高額療養費と合算して支給を受けられる場合もあります。（平成21年度から）

###### ●その他の療養費

下記のような場合には、申請により内容を審査した上で、療養費を支給します。

- ・ 遠隔地などでやむを得ず被保険者証を提示せずに医療を受け、本来の負担割合以上の額を支払った場合
  - ・ 医師が認めた治療装具代（コルセットなど）を支払った場合
  - ・ やむを得ず医師および広域連合が必要と認めた入院・転院にかかる移送費を支払った場合
- ※このほかの事例や申請に必要な書類など詳細については、問い合わせてください。

### ③葬祭費の支給

被保険者が亡くなった場合、喪主の方へ葬祭費（30,000円）が支給されます。

申請の際には、印かん・被保険者証・振込先のわかるもの（ゆうちょ銀行（郵便局は不可）を持参してください。

### 【保険料】

広域連合の加入者は全員、保険料を負担します。（年度の途中で加入者となった場合、加入の月から月割分となります）

#### (1) 算定方法

保険料は、次の合計額となります（平成22～23年度）。

- 「均等割」 一人当たり一定の額（定額44,192円）
- 「所得割」 加入者の所得に応じて算定した額（定率10.28%）

保険料は、要件に該当した場合、軽減措置があります。詳細は担当課まで問い合わせて下さい。

#### (2) 納付方法

つぎの2通りの方法があります。原則として特別徴収となります。

- 特別徴収 公的年金からの「天引き」による徴収です。
- 普通徴収 納付書による徴収です。（一定の要件に該当する場合や年度途中で被保険者になった場合など）

#### ※保険料を滞納した場合

特別な理由がなく保険料を滞納したときには、通常より有効期限の短い短期被保険者証が交付されます。また、滞納が1年以上続いた場合には、被保険者証を返納していただいたうえで、資格証明書が交付される場合があります。

資格証明書で医療機関を受診した場合は、医療費が全額自己負担となります。

### 【窓口】

※後期高齢者医療制度全般についての問い合わせ  
北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062  
北海道札幌市中央区南2条西14丁目（国保会館内）  
TEL 011-290-5601

【届出が必要な場合】

届出事由	必要なもの	窓口
転入・転居・転出・ 世帯変更・氏名変更等	・被保険者証（転入は除く） ・印かん ・負担区分証明書 (他の広域連合からの転入の場合)	町民課 国保年金係
死亡	・被保険者証 ・印かん	
障がい認定	・現在加入している健康保険の保険証 ・障がいの程度がわかるもの (身体障がい者手帳等)	
被保険者証再発行	・本人確認書類 (運転免許証・パスポートなど) ・印かん ・被保険者証（汚・破損の場合）	
生活保護を受けたとき	・被保険者証 ・印かん ・保護開始決定通知書	
生活保護を 受けなくなったとき	・印かん ・保護廃止決定通知書	
外国籍の人が加入したとき	・外国人登録証明書	
外国籍の人が脱退したとき	・被保険者証・外国人登録証明書	

【負担割合の判定基準】

現役並み所得者	町民税の課税所得（課税標準額）が145万円以上の後期高齢者医療被保険者が同一世帯にいる人 ※ただし、後期高齢者医療被保険者の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であるときは、申請により1割負担となります
低所得II	世帯全員が住民税非課税の人
低所得I	世帯全員が住民税非課税で、各種所得から必要経費・控除を差し引いた額が0円となる世帯の人
一般	上記以外の人

高額療養費の支給

下表の限度額を超えた部分が、申請により払い戻されます。該当する場合は通知します。申請の際には、印かん、被保険者証、本人名義の振込先のわかるものを持参の上、手続きをしてください。(一度申請をすると、次回より該当する場合は指定の金融機関に自動的に振込みます)

自己負担限度額 (月額)

区 分	外来の限度額 (個人ごとに計算)	入院及び世帯ごとの限度額
	現役並み所得者	44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

※現役並み所得者が、12か月間に4回以上、入院及び世帯ごとの限度額を超えて高額医療費の支給を受ける場合は、4階目から限度額が44,400円に引き下げられます。

入院時の食事負担

1食あたり

現役並み所得者及び一般	260円	
低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ	100円	

※低所得Ⅱ・Ⅰに該当する方は、「後期高齢者医療制度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。また、90日を超える入院の場合にも申請が必要です。

◎該当される場合、印かん、被保険者証を持参の上、申請手続きをしてください。

受訪問介護をしたとき

訪問介護に要する費用の1割 (現役並み所得者は3割)

在宅介護を受ける必要があると医師が認め、訪問介護ステーションから老人訪問介護を受けた場合は、かかった費用の1割 (現役並み所得者は3割) を負担します。

療養病床に入院したとき

所得に応じて次の費用を自己負担

区 分	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
現役並み所得者および一般	460円	320円
低所得Ⅱ	210円	320円
低所得Ⅰ	130円	320円
	老齢福祉年金受給者	100円

※入院医療の必要性が高い状態が継続する患者および回復期リハビリテーション病棟に入院している患者については、入院時の食事負担と同額の食材料費相当を負担します。